

さらに、各薬局の後発医薬品への変更率（後発医薬品への変更可欄に処方医の署名等がある処方せんを実際に後発医薬品に変更した割合）別にみた、記載銘柄により調剤した場合の薬剤料に占める、実際に調剤した薬剤料の割合の分布は以下のとおりであった。

図表 79 記載銘柄により調剤した場合の薬剤料に占める、実際に調剤した薬剤料の割合の分布（後発医薬品への変更率別）

	合計	10%未満	10%～19%未満	20%～29%未満	30%～39%未満	40%～49%未満	50%～59%未満	60%～69%未満	70%～79%未満	80%～89%未満	90%～99%未満	100%	無回答
合計	1032	3 0.3%	37 3.6%	58 5.6%	57 5.5%	100 9.7%	141 13.7%	129 12.5%	130 12.6%	177 17.2%	200 19.4%	-	
後発医薬品への変更割合 変更なし	4	-	-	-	-	1 25.0%	-	-	-	1 25.0%	2 50.0%	-	
5%未満	70	2 2.9%	-	2 2.9%	8 11.4%	5 7.1%	13 18.6%	9 12.9%	12 17.1%	11 15.7%	8 11.4%	-	
5～10%未満	108	-	6 5.6%	2 1.9%	13 12.0%	13 12.0%	6 5.6%	24 22.2%	10 9.3%	17 15.7%	17 15.7%	-	
10～20%未満	118	-	8 6.8%	11 9.3%	4 3.4%	22 18.6%	28 23.7%	9 7.6%	12 10.2%	13 11.0%	11 9.3%	-	
20～30%未満	123	1 0.8%	3 2.4%	12 9.8%	5 4.1%	11 8.9%	16 13.0%	7 5.7%	18 14.6%	21 17.1%	29 23.6%	-	
30～40%未満	27	-	-	-	-	2 7.4%	3 11.1%	2 7.4%	2 7.4%	10 37.0%	8 29.6%	-	
40～50%未満	117	-	-	3 2.6%	1 0.9%	6 5.1%	6 5.1%	14 12.0%	15 12.8%	17 14.5%	55 47.0%	-	
50～60%未満	118	-	2 1.7%	17 14.4%	2 1.7%	2 1.7%	29 24.6%	18 15.3%	18 15.3%	17 14.4%	13 11.0%	-	
60～70%未満	17	-	-	-	-	9 52.9%	3 17.6%	1 5.9%	4 23.5%	-	-	-	
70～80%未満	37	-	-	-	-	1 2.7%	4 10.8%	4 10.8%	8 21.6%	7 18.9%	13 35.1%	-	
80～90%未満	62	-	4 6.5%	7 11.3%	7 14.5%	9 14.5%	6 9.7%	6 9.7%	9 14.5%	16 25.8%	5 8.1%	-	
90～100%未満	40	-	2 5.0%	2 5.0%	7 17.5%	5 12.5%	9 22.5%	9 5.0%	2 7.5%	7 17.5%	3 7.5%	-	
100%	85	-	6 7.1%	1 1.2%	2 2.4%	4 4.7%	8 9.4%	12 14.1%	8 9.4%	16 18.8%	28 32.9%	-	
不明	26	-	10 38.5%	-	2 7.7%	2 7.7%	2 3.8%	1 26.9%	7 7.7%	2 7.7%	-	-	
無回答	80	-	-	4 5.0%	6 7.5%	8 10.0%	9 11.3%	14 17.5%	9 11.3%	22 27.5%	8 10.0%	-	

## 6. まとめ

- ・ 「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等がある処方せんを取り扱った薬局の割合は全体の薬局の8割を超えているが（図表14）、そのうち、実際に後発医薬品に変更した薬局の割合は約5割であった（図表20）。
- ・ 「後発医薬品へ変更可」欄に処方医の署名のある処方せんの割合は、全体の処方せんの17.1%（図表12）、そのうち実際に後発医薬品に変更された処方せんの割合は5.7%であった（図表13）。
- ・ 「後発医薬品への変更可」に処方医の署名等がある処方せんを取り扱った薬局において、後発医薬品へ変更可の処方せん（後発医薬品が存在するもの）に占める、実際に後発医薬品に変更した処方せんの割合が5%未満（78薬局）から、90%以上（41薬局）まで、薬局ごとにばらつきが見られた（図表27）。
- ・ 平成18年10月に、「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等がある処方せんを1枚以上取り扱った薬局における、患者が後発医薬品への変更を希望したが、処方せんの「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等がなかった場合の対応として、「設問のようなケースはなかった」は44.1%、「その旨を患者さんに説明の上、変更しなかった」は34.1%、「処方医に照会し、了解を得て変更した」は23.7%であった（図表35）。
- ・ 平成18年10月に、「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等がある処方せんを1枚以上取り扱った薬局における、「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等がある処方せんを持参した患者に対する後発医薬品への変更に関する説明は、全薬局のうち約7割の薬局において、「すべての患者さんに説明できている」または「ほぼすべての患者さんに説明できている」であった（図表46）。
- ・ 平成18年10月に、「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等がある処方せんを1枚以上取り扱った薬局における、患者一人当たりの平均説明時間は、患者が後発医薬品を選択した場合は9.20分、選択しなかった場合は4.86分であった（図表52）。
- ・ 実際に後発医薬品へ変更した場合の保険医療機関への情報提供について、薬局が保険医療機関側から受けた要望・苦情の内容として、調剤した銘柄等の情報は毎回は不要（調剤した後発医薬品の銘柄が、前回の後発医薬品の銘柄から変更された場合のみでよい）の旨が複数見られた。
- ・ 実際に後発医薬品に変更された処方せんについて、実際に調剤した薬剤料は、記載銘柄により調剤した場合の薬剤料の65.9%となっており（図表77）、薬剤費の圧縮率は34.1%であった。また、記載銘柄により調剤した場合の薬剤料に占める、実際に調剤した薬剤料の割合が80%以上である処方せんは全体の36.5%であった（図表78）。